

# 令和8年度小学校・中学校への地域の環境学習等支援事業実施要項

## 1 趣旨

### (1) 環境教育

環境学習においては、子どもたちが環境問題を身近なものとしてとらえ、環境の大切さを理解し、新潟水俣病のような悲劇を繰り返さないための知識、行動力及び意欲を育てていくことが重要となっている。

これらの課題を踏まえ、小学校・中学校が、家庭や地域と連携して行う環境教育について、新潟水俣病の教訓を生かし、身近な環境問題の取り上げ方や地域の施設・人材などの活用のあり方に関して実践研究を行う。

### (2) 人権教育

新潟水俣病に学ぶ人権教育においては、子どもたちが、新潟水俣病の歴史とその被害の経験という人権問題を把握して、人と人との絆の大切さを理解し、差別・偏見なく公平・公正な正義の実現に努めるための知識、行動力、意欲を育てていくことが重要となっている。

これらの課題を踏まえ、小学校・中学校が、新潟水俣病発生地域と連携して行う人権教育について、新潟水俣病の歴史・教訓の取り上げ方や発生地域の関連施設・関係者などの活用のあり方に関して実践研究を行う。

## 2 事業の実施方法

### (1) 実践研究モデル校の募集

県は、県内の小・中学校に対して、小学校・中学校への地域の環境学習等支援事業（以下「本事業」という。）の実践研究を行うモデル校（以下「モデル校」という。）を募集する。

### (2) 各学校からの応募

モデル校の指定を希望する小・中学校は、事業を実施するにあたっての取組の内容等を記載した「小学校・中学校への地域の環境学習等支援事業実施計画書（様式1）」（以下「実施計画書」という。）を令和8年5月13日（水）までに県に提出する。

### (3) モデル校の指定及び事業の実施

県は、モデル校の指定を希望する学校から提出された実施計画書に基づきモデル校を指定し、本事業の実施を委託する。

### (4) モデル校における取組

地域の施設・人材など地域の教育力を活用して地域全体としての取組を進めるとともに、本事業における環境教育・人権教育の趣旨を実現するための実践研究を行う。

### (5) 実施報告書等の提出

モデル校は、事業終了後に取組の内容を記載した以下の書類を令和9年3月12日（金）までに県へ提出する。

ア 小学校・中学校への地域の環境学習等支援等事業実施報告書（様式2）

- イ 小学校・中学校への地域の環境学習等支援事業に係る授業記録（様式3）
- ウ 小学校・中学校への地域の環境学習等支援事業 学習成果発表会開催報告書（様式4）
- エ 小学校・中学校への地域の環境学習等支援等事業経費内訳書（様式5）

#### (6) モデル校の取組成果の公開・普及

ア モデル校は、概ね2月末日までに学校内等で児童生徒による本事業に係る学習成果発表会（以下「学習成果発表会」という。）を開催する。学習成果発表会には、連携した地域の団体、保護者、児童生徒等多くの者が参加した上で、開催するよう努める。

また、新潟県立環境と人間のふれあい館が開催する予定の「新潟水俣病学習成果パネル展」に学習成果発表会において使用した資料等の展示に協力する。

イ 県は、モデル校における実践研究の取組成果を広く普及し、県内全小・中学校における新潟水俣病学習の取組をさらに進めるため、モデル校の実践が他の未実践校を含めて互いに共有できるように、上記(5)ア及びイを取りまとめの上、実践事例集として各学校に配付及び県ホームページに掲載する。

#### (7) その他

県は、教育委員会と連携し、モデル校の要請に基づき、新潟水俣病に関する講師の派遣など事業の実施に関して必要な支援や指導・助言を行う。

### 3 経費

#### (1) 委託料

県は、この事業の実施に必要な経費に対して、モデル校1校当たり15万円を限度として委託料を支出する。

対象となる経費は、委託契約後に執行（発注）する「報償費（講師謝金等）」、「旅費」、「需用費（食糧費以外）」、「役務費」及び「使用料及び賃借料」とする。

※ 学習成果発表会の開催に必要な経費についても、あらかじめ経費に含めること。

#### (2) 委託料の増額又は減額

やむを得ず経費が前号の委託料を超過する場合は、事前に県と協議するものとし、県が必要と認めた場合は、予算の範囲内において、前号の額に5万円を限度として増額し支出するものとする。また、やむを得ず経費が前号の委託料を下回る見込みの場合は、速やかに県と協議するものとする。

なお、県に協議する際、「小学校・中学校への地域の環境学習等支援事業変更支出計画書（様式1の2）」等を提出すること。

### 4 その他

本要綱に定めのない事項については、必要に応じて別途通知する。

## 〔留意事項〕

### 1 小学校・中学校への地域の環境学習等支援事業実施計画書（様式1）

#### (1) 実践研究テーマの設定

本事業の趣旨をよく踏まえ、個別の実践研究テーマを設定し、実施計画書の「活動テーマ」及び「ねらい」を記載する。

#### (2) 新潟水俣病とのかかわり

本事業においては、新潟水俣病の教訓を生かした取組が特に重要であることから、事業における新潟水俣病との関連について必ず記載する。

#### (3) 活動計画

ア 地域の施設・人材など地域の教育力を活用して地域全体としての取組を進めつつ、下記に留意して環境教育・人権教育の趣旨を実現するために必要な計画を策定する。

(ア) 学校としての全体計画

(イ) 問題解決的な学習の実践

(ウ) 学習の評価の充実

(エ) 「新潟水俣病の教訓を後世に伝えるために(新潟水俣病教師用指導資料集)」(H22年8月発行)及び「同第2集」(H28年3月発行)を参考とする。

イ 活動計画には、大まかな実施時期(予定)を記載する。また、学習成果発表会についても記載する。なお、概ね2月中に活動が終了するよう計画する。

#### (4) 支出予定額

原則として、本事業以外でも使用できる物品や複数年使用できる物品等については、計上しない。計上を希望する場合については、事前に県と協議する。

### 2 実施報告書等について

#### (1) 小学校・中学校への地域の環境学習等支援等事業実施報告書（様式2）

ア 活動のテーマ、ねらい、内容及び今後の課題等を記載して提出する。(A4判2ページ以内にまとめる。)

イ 別に写真資料をあわせて提出する場合は、A4判2ページ以内とする(様式任意)。

#### (2) 小学校・中学校への地域の環境学習等支援事業に係る授業記録（様式3）

各校に配付した「新潟水俣病の教訓を後世に伝えるために(新潟水俣病教師用指導資料集)」及び「同第2集」の活用を図り(※)、授業の中で活用した資料等のページ(指導案等を含む。)を明記し提出する(A4判2ページ以内、1枚以上の写真を様式内に貼付)。

なお、作成にあたっては、別添 様式3の作成例を参考に作成する。

※ 「活用を図る」とは、指導資料集の指導案により実践すること、または指導資料集の指導案を参考に独自の指導案等を作成並びに資料等の一部を利用して実践することを意味する。

(3) 小学校・中学校への地域の環境学習等支援事業 学習成果発表会開催報告書（様式4）

保護者等に配布する学校だより、学校ホームページ等に発表会の様子を掲載している場合は、当該資料を添付する。

(4) 小学校・中学校への地域の環境学習等支援等事業経費内訳書（様式5）

実施報告書等を提出する際に、支出した委託料に係る経費の区分、金額及び支出内訳を記載の上、関係証拠書類（原本）とともに提出する。

(5) その他

実践事例集として各学校に配付及び県ホームページに掲載することから、実施報告書等に使用する写真は個人が特定できないもの、または被写体の顔をぼかすなどの処理をおこなったものを使用する。